

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新												
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) IP通信網県間区間 伝送機能に係る料金の適用</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ 2(料金額)2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(2) (略)	(略)	(3) IP通信網県間区間 伝送機能に係る料金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 2(料金額)2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</p>	<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) IP通信網県間区間 伝送機能に係る料金の適用</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ 2(料金額)2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</p> <p>(ウ) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨県内の相互接続点</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 (令和元年12月11日東相制第19-00084号) この改正規定は、令和元年12月12日から実施します。</p>	区 分	内 容	(1)～(2) (略)	(略)	(3) IP通信網県間区間 伝送機能に係る料金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 2(料金額)2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</p> <p>(ウ) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨県内の相互接続点</p>
区 分	内 容												
(1)～(2) (略)	(略)												
(3) IP通信網県間区間 伝送機能に係る料金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 2(料金額)2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</p>												
区 分	内 容												
(1)～(2) (略)	(略)												
(3) IP通信網県間区間 伝送機能に係る料金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 2(料金額)2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</p> <p>(ウ) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨県内の相互接続点</p>												